

## 「デマンド型乗合タクシー事業」見積り参加事業者の選定（案）

委託業務名	デマンド型乗合タクシー業務（室生区域内）
業務内容	別紙、仕様書のとおり
委託期間	平成22年4月1日～平成23年3月31日
実施主体 （担当部署）	宇陀市地域公共交通活性化再生協議会 事務局（宇陀市総務部企画課）
選定業者案	下記、事業者名簿の2社 ・ 奈交宇陀タクシー株式会社 ・ 三晃モーターズ有限会社 株式会社古宮タクシーは、不参加の意向
参加要件等	一般乗合旅客自動車運送事業の許可が必要となります。 平成22年4月1日の運行開始までに業務実施に関する許可を取得すること

## 参考）宇陀市内のタクシー事業者名簿

業者名	連絡先	連絡先	代表者
奈交宇陀タクシー株式会社	〒633-0253 榛原区萩原 2429-2	電話：0745(82)0155 Fax：0745(82)4325	長谷川 久
三晃モーターズ有限会社	〒633-0253 榛原区萩原 2429	電話：0745(82)0166 Fax：0745(82)0566	田畑 利次
株式会社古宮タクシー	〒633-2221 菟田野区松井 151-2	電話：0745-84-2020 Fax：0745-84-2082	古宮 秀子

## 宇陀市デマンド型乗合タクシー業務仕様書（案）

宇陀市地域公共交通活性化再生協議会

この仕様書は、下記の委託業務を実施するにあたり必要な事項を定める。なお、本仕様書の取り扱い、または、仕様書の内容について疑義が生じた場合は、事務局の指示によるものとする。

## 1. 事業実施の背景

現在、市内において4路線の市営有償バスが運行されているが、室生区内を運行する「室生南部線」と「室生北部線」の2路線を平成22年3月末日で休止し、平成22年度4月からタクシー事業者への業務委託によりデマンド型タクシーによる乗合輸送の実証運行を実施するものである。

## 2. 委託業務名 宇陀市デマンド型乗合タクシー業務：実証運行

（補助事業：平成22年度地域公共交通活性化・再生総合事業）

## 3. 実施主体 宇陀市地域公共交通活性化再生協議会

運行主体：市内タクシー事業者

（近畿運輸局：一般乗合旅客自動車運送事業の許可が必要）

## 4. 委託期間 平成22年4月1日～平成23年3月31日（運行日数：243日）

## 5. 対象地域 宇陀市室生区内（フルデマンド方式）

利用者は、事前に利用者登録し「登録証」の発行を受けた室生区内に居住する市民及び室生区内に在勤する人

## 6. 業務内容

## (1) 運行車両 原則、セダン型タクシー車両4台

市内タクシー事業者の借上げ車両（借上げ料金は、1時間単位）

下記項目の運行が、可能となるように予備車両を含めて奈良運輸支局への許可申請をすること。

## (2) 運行日 月曜日から金曜日までの週5日間とする。

ただし、祝祭日及び年末年始(12月29日～翌年1月3日)は運休とする。

## (3) 運行時間 6時、8時、10時、14時、16時、18時、19時台の1日7回

運行開始時間の目安としては、「室生口大野駅」の出発時刻とする

注意) 6時、19時台等の運行便については、通勤利用者等が予想されるため、利用者数が多くなることが見込まれる。

## (4) 乗車料金 現金制とし、同一料金エリア1回につき200円とする。

区内を3料金エリアに分け、運行が料金エリア跨ぐ場合は、上限400円

乳幼児は、無料。障害者手帳及び療育手帳をお持ちの方と介護人及び付添人は1につき半額

(5) 予約方法 電話、FAXでの予約とする。

原則、乗車を希望する2週間前から前日まで(受付時間8:30~17:00)

但し、土・日曜日、祝祭日及び年末年始(12月29日~翌年1月3日)は除く。

キャンセルは、予約した運行時間の前に事業者に連絡し、業者の「取消し確認」をもって成立する。

(6) 乗降場所 原則、利用者が指定する場所とする。

乗降場所が、狭隘な道路等になる場合については、状況に応じて乗入れが可能な道路等とする(詳細は、協議内容とする)

(7) 車両表示 「デマンド型乗合タクシー」であることがわかる様に運行車両の両側面に下記の表示をする。

事業者の名称

「デマンド型乗合タクシー」であることを示す文字

登録番号 運輸支局からの許可番号等

マグネットシートによる表示を行う(1文字の大きさが1辺5cm以上とする)

(8) 運行記録(日報等)

1日毎に運行記録を作成し、運行した月の翌月5日までに提出すること。

(9) 事故報告

事故等が発生した場合は、迅速かつ的確に対応し、速やかに報告するとともに事故報告書を提出すること。

(10) 苦情処理

利用者からの苦情等に誠実に対応するとともに、苦情等の処理について苦情等処理報告書を提出すること。

(11) 重要事項の決定

運行の形態、運行回数、運行時間及び乗車料金等の重要な事項については宇陀市地域公共交通活性化再生協議会において協議し決定する。

## 7. 委託料

委託料については、運行経費から収入(利用料金)を差し引いた差額を委託料とする。

運行経費の考え方:(1時間当たりの1車両借上げ費×実車運行車両数)+事務所費(予約受付、運行計画、日報・各種報告書作成費、通信費等を含む)

## 8. 許可申請等

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請(平成22年1月末頃に申請手続きをし、運行開始日までに認可を受けること)
- ・運行管理責任者が必要

9. 支払い日 業務の支払いは、月末締め翌月払いとする。

10. その他事項（様式等）

- ・各種様式等（運行記録（日報等）、事故報告書、苦情等処理報告書）は、委託事業者と協議する。
- ・利用者登録等の事務手続き業務は、事務局で対応する。

連絡先 宇陀市地域公共交通活性化再生協議会事務局

（宇陀市役所総務部企画課内）

電話：0745-82-1362

FAX：0745-82-3900

Eメール：kikaku@city.uda.lg.jp